

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

目次	ページ
条 例	
○北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例…………… (地域主権局)	1
告 示	
○農業振興地域の指定の一部改正…………… (農地調整課)	1

条 例

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第83号

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成21年北海道条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条のうち北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年北海道条例第92号）別表の改正規定中「上湧別町 湧別町」を「湧別町」に改める。

第6条のうち北海道農業改良普及センター条例（昭和33年北海道条例第13号）別表の改正規定中「上湧別町 湧別町」を「湧別町」に改める。

附 則

この条例は、平成21年10月5日から施行する。

告 示

北海道告示第684号

昭和48年北海道告示第3341号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正し、平成21年10月5日から施行する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農地調整課及び網走支庁に備えて縦覧に供する。

平成21年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

1 昭和48年北海道告示第3341号のうち、湧別地域の事項を次のように改める。

湧別町の区域のうち、図面（第21号）の赤色で着色した部分（登栄床の区域、国有林野の区域（網走西部森林管理署管轄区域111林班のニ及びヌ小班、112林班のネ小班並びに128林班のうち町道オホツク・リラ街道から東側の区域及びへ小班の区域を除く。）、網走西部地域森林計画の湧別町有林野の2、3、9から12まで、17、33、34、39、49から54まで、60、62、72、73、97、100、102、111から115まで、120から122まで、128及び132から134までの林班の区域、網走西部地域森林計画の湧別町の民有林野の13、14、16、17、19、20、29から32まで、41から44まで、46、48、50から52まで、66、67、74から84まで、87から90まで、92から95まで、108から111まで、115から117まで、120から122まで及び131から135までの林班並びに12林班の1から41までの小班、15林班の1から16までの小班、25林班の16から48まで及び54から84までの小班、26林班の1から92まで、94から99まで及び101から106までの小班、27林班の1から37までの小班、28林班の1から17までの小班、39林班の27から83までの小班、47林班の1から36までの小班、91林班の1から18までの小班、96林班の1から10までの小班、119林班の1から7までの小班、123林班の1から5までの小班、125林班の1から15までの小班、126林班の1から52までの小班、127林班の1から37までの小班、128林班の1から23までの小班、129林班の1から13までの小班並びに130林班の1から24までの小班的区域、網走西部地域森林計画の上湧別町有林野の区域、網走西部地域森林計画の上湧別町の民有林野の4から7まで、11、14、17、18、37、44、49から51まで、53、62、63、71、108から111まで及び115から117までの林班並びに2林班の7から38まで及び44から47までの小班、3林班の39から52までの小班、12林班の1小班、13林班の4から15までの小班、15林班の1から40までの小班、19林班の42から48までの小班、21林班の6から11までの小班、22林班の1から8まで、17及び18小班、28林班の17から28までの小班、29林班の11、12、15及び16小班、31林班の1から6までの小班、38林班の5小班、39林班の7及び9から15までの小班、42林班の9から16までの小班、43林班の7から15までの小班、52林班の7から9まで及び16から21までの小班、54林班の14から35までの小班、55林班の6から8まで及び12小班、56林班の1から9まで、14から16まで及び18から29までの小班、57林班の10から17までの小班、58林班の10から26までの小班、59林班の10から29までの小班、61林班の22から34までの小班、65林班の1から8まで及び18から21までの小班、66林班の3、7、16及び17小班、67林班の1から9までの小班、68林

班の40から42までの小班、72林班の1から18まで及び22から34までの小班並びに73林班の1、3及び4小班の区域)に該当する区域並びにシブノツナイ湖及びサロマ湖の水面の区域を除いた区域

2 昭和46年北海道告示第2814号のうち、上湧別地域の事項を削る。
